

校長・教頭に昇任する者は、これらの資格要件が重視されるが、特に人物、識見、指導力、健康等のすぐれた者でなければならない。このような観点に立って新進気鋭の教員の抜擢につとめた。

3 教職員の配当基準

教員の配当基準は前表のとおり大きく改善することができた。この配当基準以外に分校4校以上を有する学校および、本校3学級以下で分校を有する学校に、また、常設の寄宿舎を有する学校に、その他産炭地の勿来市、好問村、内郷市にそれぞれ補正教員1人を配当することとした。

養護教員については小学校の場合児童数1,150人に1人の割、中学校は生徒数1,450人に1人の割合で学校規模、学校数等を勘案して市町村教育委員会毎に配当した。

昭和40年度末公立学校教職員退職採用転任件数調

異動種別	1 退 職					2 採 用					3 転 任					総 計
	校長	教員	校長計 教員	事務 職員	計	校長	教員	校長 教員	事務 職員	計	校長	教 員	校長 教員	事務 職員	計	
小 学 校	47	240	287	4	291	65	200	265	1	266	107	1,670	1,777	28	1,805	2,362
中 学 校	31	138	169	6	175	24	193	217	4	221	56	944	1,000	22	1,022	1,418
養護学校	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	5	5	5	5	5	8
小 計	78	380	458	10	468	90	393	483	5	488	163	2,619	2,782	50	2,832	3,788

5 県立学校人事異動の基本方針

「昭和40年度末県立学校教職員人事に関する方針」は、昭和41年1月11日の教育委員会によって、次のとおり決定された。

教育に対する県民の期待と要望にこたえ、学校教育の刷新充実をはかり、本県教育水準の向上を期すためには、教職員組織の充実強化が行なわれなければならない。

本委員会は下記方針に基づき、年度末教職員人事異動を行なうが、これが実施に当っては広く県民各位の理解と教育関係者の積極的な協力を切望してやまない。

記

I 基本方針

- 全県的視野にたって適材を適所に配置し、教育効果の向上をはかる。
- 教育の機会均等の理念に立脚して、各学校の教職員組織の充実と均衡化をはかる。
- 厳正公平な人事を行ない教職員の士気の高揚をはかる。

II 重 点

- 有能適格な教職員の確保につとめる。
- 教職員の組織の充実と均衡をはかるため教育課程に即応した教職員の適正な配置ならびに同一校永年勤続者の交流を行なう。
- 新進有為な人材の登用をはかる。

III 実施方針

1. 採 用

- 教員については資格、人物、健康、成績等に

事務職員については、小学校の場合児童数530人以上の学校（本校）に1人、中学校は生徒数320人以上の学校（本校）に1人配当することとした。

4 異 動 数

昭和40年度末小中学校教職員異動総件数は、3,788件にのぼり、前年度より104件の増加をみた。本年度は児童生徒数約19,000人の自然減に伴う約100名の定数減があり、療養休暇者に対する補充、疾病傷害のための長期休暇者に対する補充教員について昨年度と同様、定数内で賄うことが余儀ない状態になったので、定数上相当窮屈な面もあったが、退職教員458名おったため新採用者（再採用者を含む）は393名にのぼり、かなりの新陳代謝と組織の充実をはかることができた。特に新採用者は教科のバランスも例年なく考慮して採用できた。

基づいて選考し、その配置の適正を期する。

(2) 事務職員およびその他の職員については教員に準じて行なう。

2. 交 流

- 免許状、性別、年令構成別、給与平均額等の均衡をはかるため、つとめて広域にわたって交流を行なう。
- 都市と農村およびへき地との交流を行なう。
- 学校種別および課程間の適正な交流を行なう。
- 同一校永年勤務者の適正な交流を行なう。
- 特に事務職員については県立学校と事務局および知事部局との交流につとめる。

3. 昇 任

- 校長については、その職責の重要性にかんがみ資格、人物、指導力、勤務実績、健康等のすぐれた者のうちから厳選する。
- 副校長、教頭、定時制主事、通信制主事については校長に準じて厳選する。
- 事務長（事務長心得を含む）については職責の重要性を考慮して厳選する。

4. 降任および退職

勤務実績、年令および勤務年数等を考慮して慎重に行なう。

IV この方針の準用

この方針は昭和41年度における年間人事についても準用する。

6 県立学校教職員人事異動の概要

高等学校においては、昭和41年度770名増募により